



# 日耳鼻医学会 F A X ニュース NO 152

平成21年5月25日 発行 (特)日本耳鼻咽喉科医学会 E-mail jimuj@jenti.or.jp HP <http://www.jenti.or.jp>  
〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-8 全医協連会館5F FAX 03-5524-5228 TEL 03-5524-5230

## 平成21年度定時代議員会・総会ご案内

日時:平成21年6月21日(日)午後1時~5時

会場:八重洲富士屋ホテル(JR東京駅近く)

第1部 代議員会・総会(午後1時~4時)

1. 講演 演題未定(午後1時~2時)  
講師 参議院議員 西島英利先生

2. 開会 物故会員に黙祷

3. 理事長挨拶

4. 報告 平成20年度庶務報告および事業報告

5. 議事

第1号議案 平成20年度収入支出決算について承認を求める件

第2号議案 平成21年度事業計画(案)について承認を求める件 他

6. 第34回臨床家フォーラム担当医会挨拶

東京都耳鼻咽喉科医学会フォーラム実行委員長 木村 仁

7. 第35回臨床家フォーラム担当医会挨拶

8. その他

9. 閉会

第2部 懇親パーティー(午後4時~5時)

## 後発薬使用促進、厚労省がついに指導・適時調査で対応 療担規則遵守の徹底へ

- 日医も受け入れ、「ほとんど使用しない」には個別指導 -  
厚労省は一部の病院・診療所、また薬局で後発医薬品の使用が進まない状況への対応策として、地方厚生局による医療機関や薬局に対する調査(適時調査)と、集団指導・集団的個別指導の中で取り組むこととした。後発医薬品の使用促進が療養担当規則で規定されていることから、その遵守状況の確認と指導を行うもの。5月20日の中医協・総会(会長:遠藤久雄・学習院大学経済学部教授)に報告、診療側の委員も「前向きに評価する」とし、これを受け入れた。

具体的には、医科と歯科については、調査と指導の中で、「後発医薬品への変更不可」欄に医師の署名がある処方せん等の発行割合を含め「外来患者と入院患者に対する後発医薬品の使用状況」を必ず確認し、後発医薬品の使用促進規定の周知徹底と必要な指導を行うこととしている。

厚労省は、基本的には集団的な指導になるとしたが、中にはほとんどが「後発医薬品への変更不可」欄に署名があったり、基本的に後発医薬品は使用しないというものもあるとし、そうしたケースでは個別の指導になるものとした。

Online Medニュース(2009.5.20)

## 豆知識 - 医薬広告の禁止事項について

一般的には広告は法令や業界の公正競争規約などで制約されており、医療広告の大きな特徴としては「誇大」「虚偽」「比較」の禁止である。特に比較広告の禁止は一般的な広告とは大きく異なっている。他の医院との比較は勿論、美容外科のピフォーアフターの表示も不可とされている。厚労省のガイドラインでは、ホームページ自体は広告の規制対象外としているが、自院のホームページをリンクしたバナー広告は規制対象となる媒体となっているので注意が必要。  
[参考:間違いやすい医療広告の表現]

\*「著名人も当院で治療をうけております」(事実でも不可)

\*「日本有数の実績・県内一・最高の医療を提供」(比較表現となるため不可)

\*「雑誌・新聞で紹介された旨の記載、専門家の談話引用」(広告可能な事項ではないため不可)

不明点は厚労省のガイドラインQ・Aほか、所在地管轄の保健所に確認のこと。

- ドクターサロン53巻5月号76・77頁より引用 -

## 【新型インフルエンザ関連情報】

### 基本的対処方針

新型インフルエンザ対策本部 5月22日

政府においては、今回の新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、その対策に総力を挙げて取り組んでいるところであるが、現在、兵庫、大阪府等で患者数が急増している状況にある。今後、国内で感染が拡大していく事態も想定に入れながら、国内対策を強化していく必要がある。

今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)は、感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、季節性インフルエンザと類似する点が多い。

他方、季節性インフルエンザとの最大の違いは、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、今回の新型インフルエンザでは、海外の事例によれば、基礎疾患(糖尿病、ぜん息等)を有する者を中心に重篤化し、一部死亡することが報告されている。政府の現行の「新型インフルエンザ対策行動計画」等については、強毒性の鳥インフルエンザ(H5N1)を念頭に策定されたものであるが、今回のウイルスの特徴を踏まえると、国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、

基礎疾患を有する者等を守るという目標を掲げ、対策を講じることが適当である。

このため、今後も行動計画をそのまま適用するのではなく、この基本的対処方針により、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく必要がある。

政府としては、自治体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得ながら、当面、次の措置を講ずることとする。(以下略 詳細は

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/swineflu200905011.pdf> でお読み下さい。)

開業医報酬下げで一致財政審 勤務医に重点配分  
財政制度等審議会(財務相の諮問機関)は18日、医療機関に支払われる診療報酬の2010年度の改定にあたり、開業医の報酬を引き下げ、病院勤務医に重点的に医療費を配分する方針で一致した。6月上旬にまとめる建議(意見書)に盛り込む考え。

西室泰三会長は会議後の記者会見で、「診療報酬の配分と体系を見直し、過重労働を強いられている病院勤務医の負担軽減につなげる必要がある」と指摘した。年収が開業医の半分程度とされる病院の勤務医の待遇を改善し、病院の医師不足に対応したい考えだ。また西室会長は、医師の勤務地域や診療科の選択などに一定の制限がある英独など海外の例を挙げ、「日本も公的な関与が必要ではないか」と指摘した。

2009年5月19日 提供:読売新聞

特定非営利活動法人 日本耳鼻咽喉科医学会

第34回 臨床家フォーラム

# 東京FORUM 2009

会期 平成21年9月5日(土)・6日(日)

会場 パシフィコ横浜・会議センター5階  
横浜市西区みなとみらい1丁目1番1号

事務局 東京都耳鼻咽喉科医学会事務所内  
〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-8  
TEL 03-5524-5230 FAX 03-5524-5228